

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																										
(前 略)	附 則 この規程は、平成30年5月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。																																										
別表第1 (第2条関係) (略)	別表第1 (第2条関係) (同 左)																																										
別表第2 (第3条第2項関係)	別表第2 (第3条第2項関係)																																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。)及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)、第26条及び第28条に定める事項</td> <td>戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第27条に定める事項</td> <td>産官学連携担当の理事</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第4条、第5条第22号、第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)、第8条(第10号及び第11号に限る。)、及び第10条(第3号、第6号及び第8号から第10号までを除く。)に定める事項</td> <td>男女共同参画・国際・広報担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第1号に定める事項</td> <td>教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	決 裁 者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。)及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	(略)		分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)、第26条及び第28条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	(略)		分掌規程第27条に定める事項	産官学連携担当の理事	分掌規程第4条、第5条第22号、第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)、第8条(第10号及び第11号に限る。)、及び第10条(第3号、第6号及び第8号から第10号までを除く。)に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事	(略)		分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 項</th> <th style="text-align: center;">決 裁 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項</td> <td>総務・労務・人事担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)、第26条及び第29条に定める事項</td> <td>戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第28条に定める事項</td> <td>産官学連携担当の理事</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第4条、第5条第22号及び第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)に定める事項</td> <td>男女共同参画・国際・広報担当の理事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分掌規程第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項</td> <td>法務・コンプライアンス担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第11号及び第10条(第1号、第2号、第4号、第7号及び第10号に限る。)に定める事項</td> <td>国際戦略担当の副学長</td> </tr> <tr> <td>分掌規程第8条第1号に定める事項</td> <td>教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	決 裁 者	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事	(同 左)		分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)、第26条及び第29条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事	(同 左)		分掌規程第28条に定める事項	産官学連携担当の理事	分掌規程第4条、第5条第22号及び第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事	(同 左)		分掌規程第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第8条第11号及び第10条(第1号、第2号、第4号、第7号及び第10号に限る。)に定める事項	国際戦略担当の副学長	分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事
事 項	決 裁 者																																										
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号を除く。)及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事																																										
(略)																																											
分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)、第26条及び第28条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																										
(略)																																											
分掌規程第27条に定める事項	産官学連携担当の理事																																										
分掌規程第4条、第5条第22号、第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)、第8条(第10号及び第11号に限る。)、及び第10条(第3号、第6号及び第8号から第10号までを除く。)に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事																																										
(略)																																											
分掌規程第2条第7号、第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第29条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																																										
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																										
事 項	決 裁 者																																										
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条及び第5条(第5号から第7号まで及び第22号を除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事																																										
(同 左)																																											
分掌規程第8条(第2号、第3号及び第12号に限る。)、第26条及び第29条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																										
(同 左)																																											
分掌規程第28条に定める事項	産官学連携担当の理事																																										
分掌規程第4条、第5条第22号及び第7条(第1号、第4号及び第5号に限る。)に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事																																										
(同 左)																																											
分掌規程第3条、第5条(第5号から第7号までに限る。)、第20条第4号及び第30条(第2号を除く。)に定める事項並びにリスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に関する事項	法務・コンプライアンス担当の副学長																																										
分掌規程第8条第11号及び第10条(第1号、第2号、第4号、第7号及び第10号に限る。)に定める事項	国際戦略担当の副学長																																										
分掌規程第8条第1号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事																																										

改正前		改正後	
分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事 又は戦略調整・研究・企画・病院担当の理事		
分掌規程第10条（第6号及び第8号から第10号までに限る。）及び第24条に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事 又は学生・図書館担当の理事	分掌規程第24条に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事 又は学生・図書館担当の理事
		分掌規程第8条第10号及び第10条第5号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事 又は国際戦略担当の副学長
		分掌規程第10条（第6号、第8号及び第9号に限る。）に定める事項	学生・図書館担当の理事又は国際戦略担当の副学長
		分掌規程第27条に定める事項	戦略調整・研究・企画・病院担当の理事 又は研究倫理・安全推進担当の副学長
		分掌規程第10条第3号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事、 戦略調整・研究・企画・病院担当の理事 又は国際戦略担当の副学長
別表第3（第4条関係）（略）		別表第3（第4条関係）（同左）	